

災

事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

20

離すタイミングが遅れると
いえはそなのがだが……

家庭電化設備等の販売・
設置を業とするT社（労働者数20名）で働くAさん（20歳）は、工事作業員として採用されて1ヵ月になる。

◎労働災害発生状況
さて、出社したAさんは、朝のミーティングが終了すると、早速、上司Bさん（35歳）とともに午前中の客先D宅へ向かうことになった。2トントラック（工事用機材やアルミはしご等を積載）を走らせてD宅に到着したAさんは、Bさんの指示を受けながら、新しいソーラーシステム（太陽光発電システム）と交換設置するため既存の古いパネルを取り外し撤去する作業をテキパキと進めていた。やがて、Bさんの指示により、撤去したソーラーパネル（ソ-

れしないよう注意して、やがて地上に降り立つた。その後も搖れ防止のため両手でパネル下端を支え、もう少しで着地するあたりで、Bさんとの合図に合わせて手をタイミングよく離すつもりであった。ところが、その合図のところでわずかな差が生じてしまい、Bさんが頃合いを見てパネルを着地させたことから、Aさ



んはパネル下端と地面との間で右手指をゴンと挟んでしまったのである。結果、Aさんは第Ⅲ指の中程を骨折し、休業約3週間となつた。

◎発生原因と対策
①作業方法が不適切であったこと。

本来ならば、移動式クレーンによる吊り下ろし、ま

たは、パネル用荷揚機等を使用して下ろすべきところ、これら機材の準備を行わず、また、一階屋根から下ろすこともあるって、安易に本例の如き作業方法としたこと。加えて、パネル着地時の危険があるのに、パネル側面ではなくその下端を持持していたこと、および、上下共同作業での合図の受け答えが確実にされず、作業方法が不適切であつたといえる。なお、本例の如き作業方法では、墜落・転落等の危険も予測されるのであるから、そもそもにおいて安全上の問題があると言え、関係労働者は危険を予知し、不安全な作業方

法を自制することが望まれる。

②パネルの荷揚作業に係る安全確保について、事業者として管理不十分であったこと。

すなわち、前記①で記した如く、作業方法等について是十 分に陽を当てたいものである。

（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）

ソーラーパネルとは、太陽光を受けて発電する、まさに、日が当たってこそ設備である。その設備に十分に日を当てたいという設置計画に優って、作業を安全に進めるための作業計画について是十分に陽を当てたいものである。

事業者は、労働者を雇い入れ、又は作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、従事する業務に関する安全のため必要な事項について教育を行うこと。

※労働安全衛生規則第35条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は作業内容を変更したときは、当該労働者に

作業を行わせること、関係労働者には雇入れ時の安全教育を行うほか、危険感受性アップのための教育の実施等について十分に取り組むようにしよう。

※労働安全衛生法第21条 事業者は、……荷役、伐木等の業務における作業方